

第 20 回臨時委員会会議録

委 員 長) 日程第 1 開会宣言

委 員 長) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (松本委員)

委 員 長) ここでお諮りいたします。第 28 号議案「芦屋市教育委員会所管の職員の処分について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

また審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議をしたいと思います。いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 27 号議案「南芦屋浜地区教育施設用地について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

管 理 部 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

県企業庁との間で用地の取得に関する目途、話し合いは、今現状どのような感じになっているのですか。

管 理 部 長) 技監、都市計画・開発事業担当参事、都市計画課が企業庁との交渉をしていますが、企業庁も事務レベルではいろいろと

具体的なやりとりもしているようですが、企業庁としての判断までには至っていない状況だと思います。

企業庁とは継続的に接触を重ねているところですので、最終的に芦屋市として企業庁なり兵庫県知事なりに要望していく必要もあると判断されていますが、費用負担につきましては、具体的にまだなり得ておりません。

潮見小学校と浜風小学校のシーサイドの小学校を建設したときには、当時ここを開発したのは兵庫県住宅供給公社でしたので少し形態が違いますが、土地は無償譲渡という形になっておりますし、建設費につきましても一定負担をしてもらっております。

県企業庁としてのこれまでの形で言いますと、土地は4分の1負担という実績があると聞いていますが、県も財政状況が決してよくない状態、むしろ悪い状態ですので、なかなか難しく、さらに話を詰めていかなければいけない状況です。

委員長) 教育委員会としては、あまり財政的なことにそれほどこだわらずに判断したほうがいいと思いますが、議会で議論される際は、そのあたりがかなり重要な判断要素になると思います。

管理部長) 議会においても開発者負担を言われる議員がおられますので、非常に重要なところであると思います。

浅井委員) 通学の安全面のことですが、南芦屋浜の子どもたちの人口がだんだん増えていって、かなりの人数があゆみ橋を渡るということで、既に少し危険なことが起こるのではないかというご心配もあるようですが、どのような安全対策をなさっているのですか。

管 理 部 長) 特に登校時の混雑については、地域の方の見守りが現実としては中心になっているという状況で、警察につきましても毎日必ずではないのですが、一定立ち番的な形でしていただいている部分もございます。

特に警察の指導をより強化していただきたいです。子どもの登校については地域の見守りの方が登校指導もあわせてしていただいていますので、子どもは比較的固まって渡っています。

ただ、一般市民の方の自転車の通行は特に危ないということ、この意見交換会の中でおっしゃってました。通勤・通学で急いでおられて、結構なスピードを出して自転車で通っていく場合もあることは非常に懸念しておられました。

このあたりは、地域の方々からの指導は難しいので、常駐は無理にしても警察に一定見張っていただいて、警察から指導をしてもらう形にはできないのかとおっしゃってました。教育委員会としても芦屋警察に引き続き、強化をお願いしたいと考えているところです。

下校時につきましては、現在も青色パトロールを行っておりますので、こちらもできるだけ南芦屋浜が中心の形でしていく必要があると考えています。

小 石 委 員) あゆみ橋は歩行者と自転車の間にレーンは引いていないのでしょうか。

学校教育部長) レーンは引けないのではないのでしょうか。あゆみ橋については時間制限を設けて自転車の通行を禁止することができないかも探ったのですが、最終的にはできておりません。

人数が今後、来年、再来年と増えることについての対応は、

ピーク時は600人が15分の間に渡るようになるので、現在の400人の段階でもあのような状況ですから、警察には再度話をしていく予定にしています。

浅井委員) 登下校時に、一般市民の方からのお困りの声はないでしょうか。

学校教育部長) 特に自転車で通られる方が多く困るという意見がいつも出ています。おりて通行を願いたいとお願いしても、そのまま速度を上げて行ってしまう方もいらっしゃいます。

そのような方に対して、地域で見守りをさせていただく方が声をかけて、トラブルになるケースもあるので、そこに第三者や警察に入っていたきたいと考えています。

委員長) できるだけ子どもたちの通学時間には自転車は控えていただくようお願いしますとか、自転車を使うのならおりて、押して歩くようにしてくださいと掲示することはできないのですか。禁止しますとは書けないでしょうが、配慮いただきたいという、掲示を立てることはいいと思います。そうすることで、認識も強まってくると思うので、何もしないよりはそうしたほうがいいのではないのでしょうか。

学校教育部長) 一昨年から道路課も、かなり強力に働きかけてくださり、あの橋の南北に立って協力くださいと道路課と教育委員会で一緒になってお願いし、実際のところはかなり協力も得られています。今申しましたトラブルになるというのは、注意を聞かれない方々もいらっしゃるということです。

委員長) そのように立ってお願いするという話はするとしても、札は立てていないのでしょうか。常時それがあれば効果も違ってき

ますし、道路課の人も教育委員会の人も、ずっとその橋に立ちっ放しというわけにはいかないわけですから、高札のようなものも掲げたらどうかと思います。

学校教育部長) 登校時間帯については、押して進んでくださいということですね。

委員長) 危ないですので、できれば登校時だけでなく日常的にさせていただく方がいいと思います。あの橋はバウンドしますので、危険性もあるので押していただくようお願いしますということと、特に子どもたちの登下校時についてはご配慮いただきたいと出した方がいいと思います。

学校教育部長) 次回までに調整します。

教育長) 商店街などでも自転車は押して行ってくださいと掲示したり、いろいろ工夫されています。

見に行くと、晴れた朝はまだ広がって歩くといっても身1つですからいいのですが、雨の日や風が強い日などに傘を差しますと、大きく幅をとります。自転車の方でも傘差しで乗られる方がいると、それが目に当たったりします。そのあたりが一番危惧されるところです。

朝はみんな急いでおられるから、さっと行かれるのですが、今言われていたように自転車からおりて通るなどのマナーをお願いするよう、警察と道路課と検討してみます。

現に今、子どもたちは通っていますので、危ないと思っているのなら、すぐに対応できるよう何ができるかが一番です。あそこは遊歩道なので、何百人の子が行くような形ではないですね。そこだけは気になっています。

小石委員) あのようなところを渡るときは広がらないとか、どうやって歩くのか、歩き方の指導などもされているのですね。

浅井委員) だんだん人数も増えていくとすると、安全対策は念入りをお願いしたいと思います。

委員長) 他に質疑はございませんか。

審議の途中でありますが、ここでお諮りをいたします。先ほどご報告がありましたように、2月26日にも市民との意見交換会がありますし、3月5日には民生文教常任委員会所管の事務調査がございますので、次回の教育委員会において事務局からそれらの報告を受けた後、再度疑問点の確認などをしていきたいと思ひます。

また、重要な案件ですので、さらに議論を深めて詰めていく必要があるのではないかと考えます。

以上のことを踏まえて、本日の議論はこれで打ち切り、次回以降の教育委員会において引き続き議論をしていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。

それでは、第27号議案については、今日の段階では最終決定はせず、次回以降の教育委員会において、さらに議論をしていきたいと思ひます。

〈第27号議案採決。結果、継続審議（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第29号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

学校教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

社会教育部長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 2階の大会議室というのは、校長研修会のお部屋ですか。

打出教育文化センター所長) はい。貸室は、大会議室、小会議室及び1階の和室の3室でございます。

浅井委員) 利用は多いのですか。

打出教育文化センター所長) 平成25年度は486件、24年度は545件でございました。

委員長) 大会議室だけでですか。

打出教育文化センター所長) 先程のものは全体です。平成25年度で大会議室の利用は157件でございます。

浅井委員) かなり利用されているのですね。

打出教育文化センター所長) 100%ではないですが、70%から80%台ということになっております。

浅井委員) これは一般市民の方もですか。

打出教育文化センター所長) はい。中心は打出小槌町と春日町の自治会の方が使われる率が一番高いです。あとは生け花、お茶等もございます。

委員長) 書式が会議室使用許可書兼領収書に変わった件で、以前は会議室使用許可書にしていたということですが、2か月前に申し込みを受け付け、その際に現金をお持ちいただき引きかえにこれをお渡しする形に運用が変わったということでしょうか。従前の扱いと、これからやろうとする変更のあり方が少しわかりにくいので、そのあたりを教えてください。

打出教育文化センター所長) 現在は、市民が直接銀行に持っていき払っていただく形になっておりますので、用紙の一部が領収書として機能していましたが、今後、ほかとそろえるようにという指示がございましたので、現金扱いになることによって領収書が発生することになります。

委員長) これまでは使用許可書を渡して、それをもらった人は振り込み用紙ももらって、後日振り込む形だったのですね。

打出教育文化センター所長) はい、そうです。

委員長) 今後は、申し込みと同時に、許可書と引きかえに現金をもらうということですね。

打出教育文化センター所長) そうでございます。

小石委員) それは、申し込まれても支払いがおくれる人がいるからですか。

打出教育文化センター所長) 一番大きな理由は、3月末から4月をまたぐときに、1か月前に4月の貸室の料金を払われる方や4月に入ってから払われる方がいらっしゃるにしまして、会計の締めがはっきりしなかったため、今後、現金にすることによって本年度で締めることができます。

小石委員) 2か月前になると使用者が増える可能性もあるのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 使用者は余り変わらないと思います。しかし、自治会の方にとっては非常にプラスだと思います。早く予定を立てることによりチラシ等で会の周知をすることができます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長） 次に、第30号議案「芦屋市立美術博物館条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の第3
1号議案「芦屋市谷崎潤一郎記念館条例施行規則の一部を改正
する規則の制定について」とも関連する内容ですので、一括で
審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、第30号議案、第31号議案を議題といたします。
提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

こちらは使用許可書ということで、先ほどの打出教育文化セ
ンターの使用許可書兼領収書のような形の変更にはなっていな
いのですが、料金の支払い方に変更はあるのでしょうか。

生涯学習課長） 以前と変わらずということでございます。

委員長） 以前というのは振り込みですか。

生涯学習課長） 現金引きかえで、受付期間を一月前から二月前に変えるこ
とのみでございます。

委員長） 現金引きかえで、使用許可書兼領収書という形ではなくて
別の領収書を発行するというやり方で対応されるということ

すか。

生涯学習課長) はい。

浅井委員) 美術館の体験学習室は工作のような作業ができるお部屋だと思うのですが、どのような形で使われているのでしょうか。

生涯学習課長) 有料の場合と無料の場合がございますが、会議で使われる場合もございますし、主にワークショップで絵を描いたり、簡単な制作等をする場合に使うことになっております。

講義室の場合は、前に演台のようなものがある使われ方になりますが、体験学習室はお部屋の大きさがかなり違っております。講義室は100人までは入りませんが、広目になっており、講義や講演会に使う場合がありますが、体験学習室はお部屋が区切られておりまして、そこでワークショップという形で使われております。

社会教育部長) 補足ですが、今回、教育委員会では3つですが、市長部局でも幾つかございまして、男女共同参画なども改正いたします。

今回改正されて1か月から2か月に変更になったものについては、まとめて市民の皆様にご広報でお知らせすることになっていると聞いております。4月号だと思いますが、1日か15日か確認しておりませんが、少し便利になったのでお知らせする予定にしていると聞いております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第30号議案、第31号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

学校教育部長) 先ほどの南芦屋浜地区の看板を立てる件について、今確認がとれましたので、ご報告させていただきます。

看板は3か所、陽光町側に2か所、あゆみ橋の橋のところに1か所、既に設置されています。自転車は徐行し、一時停止し、歩行者通行を妨げないようにしようという内容で、あわせて北の橋の入り口のところにポールを立てて、それについての看板を設置していることを報告いたします。

安全対策については、また道路課や警察と話を進めていくようにいたします。

委員長) 要は登下校中の子どもたちが通るときに特に危険だということところが伝わっていないように思うので、高札など、さらに検討していただければと思います。

打出教育文化センター所長) 1つ訂正させていただきます。

使用率のことですが、先ほど8割ぐらいの印象とありましたが、実際は午前・午後の貸し室で30%ぐらいです。夜間は10%程度の使用率ということです。

委員長) 次に、第32号議案「国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 新たに委嘱ということは、今まで、この検討委員会はなか

ったということですね。

しかし、この根拠法令となっているものは一応あって、「設置する」となっているのですが、設置をしていなかったという意味でしょうか。

委員長) 今回、この要綱をつくったということですね。例えば国会で法律をつくるときには立法事実がありまして、法律をつくる動機や、経過が重視されるのですが、これだけを見ていてもどのようなバックグラウンドでこの話が出てきてやろうとしているのかがわかりにくいので、そのあたりをご説明いただければと思います。

生涯学習課長) 先ほど国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会はどのような目的でということをお話ししましたが、国指定史跡に指定されてから、大がかりな整備はもちろん、国が言う整備ができていないということで、国からは進めるようにとは言われておりました。

ただ、どのように進めるのかを決めるに当たり、通常、国指定史跡等でしたら整備委員会を立ち上げて、その方法や手法も含めて決めることになっております。

実際にこの会下山遺跡の場合は、以前からお聞きになったこともおありかとは思いますが、所有は国土交通省で、管理も国でございまして、遺跡等の補助金は文化庁で、全て国ですが、省庁はばらばらになっております。

国指定になりますと整備の補助金も出るのですが、それは所有者か管理者になっており、通常管理は芦屋市がしているのですが、本来は公的な所有者でも管理者でもないため、補助金

の対象ではありません。

そのため、なかなか整備ができないところもありますが、整備委員会は、その費用等は関係なく設置することはできるのですが、それを設置して本格的に整備委員会を進めるとなると、先ほど申しあげましたように、文化庁や国指定遺跡ですので、国の意向が入ってきまして、国や県の職員の方にも入っていたかないといけないこともございますし、どんどん大がかりな整備、学術的な要素が強くなった整備が割と進みやすい傾向がございます。

ただ、市民はこういうふうを考えていて、市もこういうふうを考えているので、この方法でという市の意向がきちんとあった場合は、同じような整備委員会をするに当たっても、市民にとって親しみやすい、愛着がわく整備の方向が見出せるのではないかと思います。

今回、一般的な施設整備委員会ではなく整備活用検討委員会を立ち上げたのは、それを考えて、まとめて調査していきたいということでございました。それに当たりましては、参考としてつけてございます国指定史跡会下山遺跡整備活用検討委員会設置要綱というものを新たにつくり、それを根拠としてこの委員会を立ち上げたということでございます。

教 育 長) 補足です。あそこは国指定になって、最初はきれいにできましたが、その後はずっと放置されており、わらぶきは崩れかかり、看板は見えなくなってきました。ライオンズクラブの方々草刈りをしていただいたりして維持しておりますが、朽ちるのを待つだけでは非常にむなしいものがあります。市とし

てどういう形がいいのかを改めて問いただす必要があります。

いろいろな国との問題は難しいのですが、そこは前向きに考えていこうということで、これを予算化する中で立ち上げていったという経緯でございます。

社会教育部長) 国指定を国史跡として指定を受けた段階から速やかに整備委員会を立ち上げよとなっております。そもそもそこは目指していかないといけないのですが、国の意思がかなり重く入ったもので、例えばいろいろなところに遺跡がございますが、余り人が立ち寄らなくても、史跡として重要視したものを飾っておくということでも、国はそれでよいという形におさめられてしまう場合があります。

しかし、芦屋市の場合は、所有者は国でして、国交省六甲砂防という地域になっておりまして、手のつけられないような場所でございます。

文化庁が管轄しておりますから、どちらも国同士ですので補助金は出ません。芦屋市にあるだけです。整備は芦屋市に求められますが、さわりにくい、いろいろな課題があります。お金のこと、場所のこと、これまでなかなか手がつけられない問題が山積しております。

例えば、あそこでお世話をしようと思うと、地域の人に愛してもらわないといけないとか、どんどん人に来ていただこうと思うと、地域の中に人が入り込むこともありますので、やはり地域の方に愛される史跡の整備をしなくてはいけないのではないかとということがあります。

市の意向として、市民の方に親しまれる内容の整備の方針を

持ちたいということから、整備委員会を立ち上げる前段として、この整備活用検討委員会を、市民の方にご意見をいろいろいただいた上で芦屋市の考え方をまとめていこうと考えついたものでございます。

2年から3年ぐらいこれで話し合っただけで考え方をまとめ、いずれは、整備委員会を立ち上げていく形になると思います。

委員長) 国指定になったのはいつですか。

生涯学習課長) 国指定は平成23年2月7日です。

委員長) 指定になって、国から整備委員会を立ち上げよという指導が来ているのですか。

社会教育部長) そうしていかなければいけないという手順があるとのことです。

委員長) 行政指導的なもので何かあるということですか。

社会教育部長) 精神論と学芸員は言っておりました。

委員長) しかし所有も管理も国であって、整備費用といった補助金は、芦屋市に交付されるのですか。

社会教育部長) されません。

委員長) ではボランティア活動のような形で、芦屋市でお金をかけてやるという話ですか。

社会教育部長) はい。所有者か管理者か、どちらかにしか出ないということです。どちらも国ですので、芦屋市としては今の体制の中で補助金が出るという手だてはないのです。それはそれで、いろいろな考え方を変えていただく中で、今からこうしようというふうに1つの課題では持っております。

ただ、国の整備委員会になると、お金のかかることについて

厳しく言ってこられることもありますから、市として本当に、一番身近な史跡として親しまれるような整備の仕方をしたいので、そういう内容のものをまとめていきたいと考えております。

委員長) 整備委員会のようなものを市でつくり、国、文科省などに働きかけをしていけば、それなりの補助金の使い方を向こうで考えてくれるなどの影響を及ぼすという意味合いはあるのでしょうか。

社会教育部長) ないと聞いております。それは違う活動の中で解釈して県もいろいろ考えてくれており、全額市が持つのは非常に難しいのもわかっていただいております。

委員長) 整備活用検討委員会という名前がつくので、それは芦屋市として地元の人たちの意見をまとめていくわけですね。それをどう生かすのか、伝えるのか、どのような結果に導こうと考えておられますか。

社会教育部長) 整備委員会を、将来的には立ち上げていかないといけないということですが、これは、その前段の委員会です。整備委員会は、文化庁の職員の方に入っていたり、史跡として重点を置いた保存の仕方、管理の仕方をかなり重視した指導がされます。それを前面に出してしまうと、例えば過疎のところで史跡があり、誰も行かないが、お金もかけられず、人も寄らずというものでも、国としては史跡として残せばいいという考え方が入ってきますので、市民とはかなりかけ離れたものになってしまうことがあると聞いております。会下山遺跡は身近なところにあるので、市民の方にお世話いただけるように、地域住民の考え方を取り入れ、市としての考えをまず持って、整備委

員会に臨みたいと考えています。

委員 長) 整備委員会は、国とか県であるとか、そういう人たちが委員として入るのですか。芦屋市の人もそこに入るのですか。

生涯学習課長) 今考えてございますのは、補助金の関係でも所有者は無理ですから、市として、管理者ということで、その土地の管理者ではなく遺跡に限った管理者、部分管理といいますか、そういう話でできないかをご相談しております。ただ、砂防地区ですので、難しいところです。

六甲砂防としましては、砂防地区ですから安全面のことで責任があり、管理だけお願いしますというのは難しいです。例えば、整備活用委員会の中で意見がある程度まとまりましたら、こうしたいと思うができるかどうかとご相談も兼ねて、具体的な問題点が上がってきたら、それをクリアするにはどうしたらいいかということで具体的に考えていきたいと思えます。

実際に、西宮土木や六甲砂防にご相談と一緒に伺いましたら、具体的にこういう場合はどうかと聞かれれば、幾らでも相談に乗るし、知恵は貸しますよとお言葉はいただいています。漠然とした中で相談をされても難しいということですから、具体的にこういうふうにしたいが、そのときは何が法的にいけなくて、どうすればいいかということをお話し、それをクリアにしていた中で、その部分の管理を任せただけでないかというお話を進めていければと考えております。

浅井委員) イメージとしては会下山遺跡は山手中学校の上の弥生式の住居の建っているあたりだと思っておりますが、私たちが思う以上に広い範囲なのではないでしょうか。

社会教育部長) あの山のほぼ全部ということになっております。

浅井委員) 山手中学校の生徒が昭和30年代にお手伝いをして見つけ出したという有名な話なのですが、今、山手中学校には歴史研究部というのがあるのですか。以前はなくなつたと聞いたのですが、こういうことに目を向けて、芦屋市としても取り組んでいくとなると、子どもたちも少し巻き込む形でできると、おもしろいかなと思います。

小石委員) まだ釈然としないところが多くありますが、結局それを保存し、活用するということですね。

その遺跡を勝手にさわるわけにはいかないわけですね。保存をするためにさわるということになると、許可を取ってさわるのですか。

松本委員) この検討委員会で、どのような方法があるかをとりあえず出してもらい、予算が要るようでしたらつけてもらうという順番になるのですか。

生涯学習課長) 予算まで行くにはかなり道のりがあるのですが、どうすればいいか、どういう活用がしたいというのもあわせて案を出したときに、例えば何かをつくらないといけないということが出てきましたら、まず六甲砂防に行つて、工事の関係もありますし、ご相談をしまして、こういう方法だったらできるというお知恵をいただいてそれにあわせます。例えばできないということでしたら、何がいけないのかということで修正していきます。

そういうことを重ねて、こういうものだったらできるということが固まった上で、次は予算の関係に入っていくことになるかと思います。

松本委員) これは、年に何回開かれるのかは決まっていますか。

社会教育部長) 年に2回程度と聞きました。いろいろご提案いただいて、次はどのような資料とか、そういう調整をする必要があったり、確認したりする作業もあると、学芸員からは聞いております。

松本委員) 市民委員のときに思うのですが、どういう点で選ばれたのですか。ほかの人よりもすぐれたことを書かれたからだと思いますが、ほかの方と経歴が違いどんな方かがわかりにくいので、ご説明があればありがたいです。

生涯学習課長) 特に経歴ではないのですが、今回の場合は「私の考える国史跡会下山遺跡の整備・活用について」をテーマに800字程度の小論文をいただきました。

判定の観点としましては、芦屋市の遺跡ですので、芦屋市特有のことがどうかとか、あるいは一般的な常識、知識があるか、具体的なことが書かれているかどうか、それぞれのポイントで判定します。

選考委員は、部長が選考委員長、課長級が5名で、計6名の選考委員会で判定させていただいて、点数が一番高い方ということになってございます。

浅井委員) 応募者は何名おられたのでしょうか。

生涯学習課長) 4名です。

浅井委員) この三条コミュニティースクールの江守さんとおっしゃる方が、広報と事務担当をなさるとのことですね。

生涯学習課長) 江守さんは地域代表で、三条コミスクの広報の担当もされていますし、今、三条の役員もされているということでご推薦をいただいた方でございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、第33号議案「丹波少年自然の家事務組合規約の変更について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

社会教育部長) 本来は新教育委員会制度に伴って教育長の任命だけ変えれば、それでよかったわけですが、今回これまで変えられていなかったものや事務のミスによって漏れていたもの、それらもあわせて3点を改正しようということになっております。

これは事務組合ですので、芦屋市だけではございません。参加しているのは阪神7市1町ですか。

青少年育成課長) 丹波市、篠山市と7市1町でございます。

社会教育部長) この全ての市町が同じように今回議案で提出しておりまして、同じ施行日で承認を受けるという形になっております。

丹波少年自然の家につきましては、芦屋市では主に小学生が利用している状況です。

浅井委員) 自然学校ですか。

社会教育部長) そうですね。こちらと南但馬を、今、両方使いながら学校教育に活かしている部分が大半でして、その他の利用につきま

しては、かなり少ないのですが、芦屋が出資している部分は利用できている状況だと思います。

教 育 長) 事業組合自体は今、どのようになっていますか。

委 員 長) 一部事務組合の教育長というのがいるのですか。

青少年育成課長) 一部事務組合の中に教育委員会がございまして、そこにいらっしゃいます。

委 員 長) 教育委員会と教育長がいらっしゃるということですね。従前は、教育長を選ぶときはどうしていたのですか。

青少年育成課長) 教育委員会の中から教育長が選任されてきました。それは芦屋市の教育委員会と同じ仕組みでございました。このたびから常勤の教育長として、市長が常勤の特別職として議会に諮って選任する方法に変わるのですが、その制度と同じように、一部事務組合の中に議会もございまして、一部事務組合の議会に管理者がかけて任命する形に変わるということでございます。

委 員 長) 一部事務組合の中の教育委員会自体は、そのチェック機関という形になり、議会が教育長を選ぶという形に変わるということですね。

一番大きな変更は、おっしゃるように、教育委員会の制度が変わるからということですが、地番の変更もついでにあわせて行うということですが、これは変更の趣旨の中に本来入れておかないといけませんね。

浅井委員) 済みません、これは、「イゲ」から「イケ」と、濁点が取れるわけですか。

委 員 長) 法務局の地番というか、その表記の変更だから、こちらではわかりませんが、法務局が変えたということになるのですね。

それに伴って自動的に変わるという話ですね。

3つ目は、教育委員会の教育長より任意の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会は管理者の属する市町の選挙管理委員会とする、これはどういうことですか。選挙管理委員会で選挙をやるのですか。

青少年育成課長) 身分で資格決定です。解職請求という形で以前は条見出しを立てていまして、これは平成12年のときに資格決定という言葉に改正されているのですが、教育委員の資格は、その首長の被選挙権を有する方でないとだめということに法律上なっておりますので、その要件をクリアしているかどうかを決定する事務を、その選挙管理委員会がすることになる旨を定める規定です。

委員長) 教育委員であるのはやはり被選挙権というか、芦屋市でしたら芦屋市の被選挙権が必要ということですね。

青少年育成課長) 首長の被選挙権があわせて必要です。

委員長) 我々が任命されるときに、その確認を選挙管理委員会がやっていたということですね。

青少年育成課長) その資格決定に関する事務を行うのは選挙管理委員会ですが、一部事務組合ということで関係市がたくさんありますので、どこの市も選挙管理委員会がやったということをあらかじめ定めておく必要があります。管理者のいる市の選挙管理委員会がやるということを定めた上で、補足的に関係市の選挙管理委員会は協力しなさいという規定になっております。

委員長) この丹波少年自然の家の管理はどちらが行っているのですか。

青少年育成課長) 管理は丹波市のほうでされています。この事務を行う選挙管理委員会は丹波市の選挙管理委員会になります。

委員長) 実質的には違いはないということですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第33号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続いて、日程第5の審議に入ります。専決報告第8号「芦屋市立学校園医の変更について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、専決報告第9号議案「芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは要するに、従来、協議会と名乗ってきたのですが、法律が改正になって、協議会は2つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときに協議会と名乗ることになったので、協議会の名前をそのまま使うとおかしな解釈になってしまうということで、委員会に変更したという趣旨でよろしいですか。

学校教育部長) 協議会としては、管理執行協議会という位置づけで、地方公共団体の執行機関が管理執行したのものとして効力を有するものということで、いわば協議会そのものが権限を持ったということです。本来は市が決定権を持つのですが、これについては採択協議会が決定権を持つという位置づけになりましたので、今までの協議会と区別するために、あえて名前を変えるということでございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、日程第6、報告第12号「芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

芦屋市の特別職報酬等審議会がこういう意見を出したということですね。

教職員課長) そうです。

委員長) この審議会は、どういう人たちで構成されるのですか。

教職員課長) 税理士の方が1名と学識経験者が1名、市民公募委員が2名で、自治会、商工会、労働組合の協議会、あるいは婦人会等、各団体の代表者6名、計10名です。

委員長) 第三者機関的なものですね。

教職員課長) 市議会議員も市の職員も入ってございません。

委員長) はい、わかりました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、報告第13号「芦屋市就学前カリキュラムの作成について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この年齢別教育・保育過程一覧で、例えば5ページ以降ですが、健康・人間関係・環境・言語・表現という欄があって、矢印がずっと伸びていますね。この矢印が伸びているのは、例え

ば「外気浴を喜ぶ」というのがあって、これは1期の4月、5月に始めて、それを4期までずっとやるという趣旨で伸ばされているということですね。

学校教育課主幹) 年間通して大事なことと、あと、乳児は月齢によって、まだ立てないとか歩けないとか、はいはいしている段階のお子さんとか、差がとてもありますので、その月齢による発達の大きな差も含んで大きいスパンで考えております。

委員長) 下に矢印が全然伸びていないものがありますが、例えば「好きな絵本を繰り返し見たり聞いたりすることを喜ぶ」とあって、これは場所を見たら1期のところにしかないのので1期の4月、5月だけやってほかはしないと読めますが、これはどういう趣旨ですか。

学校教育課主幹) 矢印が抜けております。訂正させていただきます。

浅井委員) 左側に丸のある項目は、ほとんどの場合はずっと伸びているということですか。

学校教育課主幹) 乳児はどうしても差が大きいもので、こうなってしまうです。

浅井委員) 1期、2期、3期、季節ごとになっているのですね。

委員長) 例えば、ゼロ歳児の「外気浴を喜ぶ」の、その下の「十分に体を動かし遊ぶことを喜ぶ」というのが、ちょっと右側にずれていますが意味があるのですね。これは少しおくらせてやるという趣旨ですか。

学校教育課主幹) はい。4月に入所した状態で、子どもが安定してということも踏まえて、意図的にずらしているということです。

教育長) こういうのがあると、子どもを育てているときに、これが

1つの目安になる場合もあるし、逆にうちの子はできないと思
って不安になったり、いろいろあるでしょうね。

小石委員) 親はすごく不安がります。そもそも個人差があるものです
しあくまで目安なので、これを見て不安にならないように、き
ちんと指導してあげなければいけませんね。

管理部長) 浜風幼稚園の後の認定こども園も、新しい年度になります
と公募を開始するのですが、それに当たり、このカリキュラム
を準拠していただくことを条件に公募をいたします。芦屋の保
育所・幼稚園のエッセンスということになりますので、食育と
か、遊びを通じて学ぶとか、小学校との連携とか、そういった
ことも含めて入っており、これに基づいて認定こども園も運営
していただくことになります。

学校教育部長) 15ページ、16ページの子ども・子育ての支援事業計画
ですが、「就学前カリキュラムの策定、実施」がございまして、
この事業の中に計画されております。そのうち、策定がひとま
ず、これでできたということです。当然実施して、検証して改
善を図っていく前提で取り組んでいく予定です。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第13号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 次に、報告第14号「平成27年度「春の公民館講座」等

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第14号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) ただいまから、秘密会で審議をいたしますので、教育委員
及び管理部以外の方はご退席をお願いします。

〈審議非公開〉

〈第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いた
します。

〈審議公開〉

委員長) 日程第7 閉会宣言